

税金は何のためにあるの? 租税教室



瑞穂小、大網東小、増穂北小、季美の森小学校の6年生を対象とした市税務課職員による租税教室が11月~12月にかけ行われました。この教室は次代を担う児童が、国や地方公共団体の財政を支える租税の意義や役割を正しく理解し、その使い道に関心を持ってもらうことを目的としています。

まずはじめに「税金の種類と仕組み」、「なぜ税金が必要なのか」ということを消費税を例としたイラスト入りのパネルを使って学習。その後「税金が無くなると自分達の生活はどうなるのか」を分かりやすく紹介したアニメを視聴しました。

参加した児童たちからは「税金はお互いに助け合うためにあることが分かった、豊かで安全な生活を送るために、なくなると大変だ」などの意見が出されました。

- ◆動物の愛護及び管理に関する施策
 - ・子どもに対する普及啓発に関する援助
 - ・マイクロチップの装着に関する普及啓発
 - ・殺処分がなくなることを目指すための取り組み(引き取り・捕獲数の減少、返還および譲渡の促進)
 - ・被災動物の救護体制の整備等
- ◆動物の適正な取り扱い
 - ・犬または猫を合わせて10頭以上飼う場合は、保健所へ多

- ◆飼い主等への規制
 - ・動物が人へ危害を加えないように適切な措置を講ずること
 - ・猫は屋内で飼うように努めること
 - ・犬は囲いの中で飼うか、ロープなどでつないで飼い、散歩などの際は、ふんを持ち帰るための容器を携行し、適正に処理すること

- 山武健康福祉センター(保健所) ☎(54)0611
- 千葉県動物愛護センター ☎0476(93)5711
- 千葉県動物愛護センター東葛飾支所 ☎04(7191)0050
- 千葉県健康福祉部衛生指導課 ☎043(223)2642

千葉県動物の愛護及び管理に関する条例が公布

千葉県では、県民の動物愛護の精神を醸成し、動物の適正な管理の普及を推進することにより、人と動物の共生する社会の実現を図るため、このたび「千葉県動物の愛護及び管理に関する条例」を公布しました。

この条例は、平成27年4月1日から施行されます。

- ◆主な内容
 - ・犬は囲いの中で飼うか、ロープなどでつないで飼い、散歩などの際は、ふんを持ち帰るための容器を携行し、適正に処理すること
 - ・猫は屋内で飼うように努めること
 - ・犬は囲いの中で飼うか、ロープなどでつないで飼い、散歩などの際は、ふんを持ち帰るための容器を携行し、適正に処理すること
 - ・犬が人をかんだときは保健所へ届け出し、かんだ犬が狂犬病の疑いがないかどうか獣医師の検診を受けさせること(違反すると20万円以下の罰金が科されることがあります)

頭飼養の届出をすること(違反すると5万円以下の過料が科されることがあります)

千葉県動物愛護センター 動物愛護事業

①犬のしつけ方教室

- ◆講座 ①基礎、②実技
- ▼開催日 ①1月10日(土)、2月7日(土)、3月8日(日)
- ▼時間 ①13時~14時30分、②14時~16時
- ▼募集人数 各先着30組
- ▼参加費 ①無料、②3,000円
- ※実技講座は(公財)千葉県動物保護管理協会が開催

②パピークラス

- ◆子犬の飼い方しつけ方を学びます。
- ▼開催日 1月24日(土)、2月28日(土)、3月28日(土)
- ※時間応相談
- ▼参加費 無料

③一般譲渡会

- ◆センターの成犬・成猫を譲渡します。
- ▼日時 1月22日(木)、2月26日(木)、3月26日(木)13時30分~15時(直接受付時間にお越しください)
- ▼参加費 無料

④飼い主がしの会

- ◆犬猫の欲しい方、あげたい飼い主さんとの出会いの場です。
- ▼日時 1月10日(土)、2月7日(土)、3月8日(日)
- ◆犬猫の欲しい方 9時30分~10時
- ◆犬猫をあげたい方 10時~11時
- ▼参加費 無料

⑤一般譲渡会

- ◆センター支所の成犬・成猫を譲渡します。
- ▼日時 1月23日(金)、2月20日(金)、3月20日(金)13時30分~15時
- ▼会場 千葉県動物愛護センター東葛飾支所(柏市高柳1-018-16)
- ▼参加費 無料
- ☎04(7191)0050

家屋の取り壊し等をした方はご連絡を

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)に土地、家屋等を所有している方に納めていただく税金です。

居室や作業場等の家屋の取り壊しや用途の変更(店舗を居室として使用等)をした方、課税されていない家屋をお持ちの方はご連絡ください。

※すでに滅失や変更の登記済み、税務課に届出済みのものを除く

また、未評価家屋を特定するためのパトロールを実施していますので、調査のご協力をお願いします。
☎(70)0322

廃食用油の回収をしています

市では、4カ所の施設に廃食用油回収箱を設置して、家庭から出る天ぷら油などの廃食用油を回収しています(使用済み・未使用は問いません)。回収した油は、再生処理業者に売り払い、バイオディーゼル燃料等にリサイクルしています。ごみの減量化や地球環境の保全のため、皆さんの協力をお願いします。

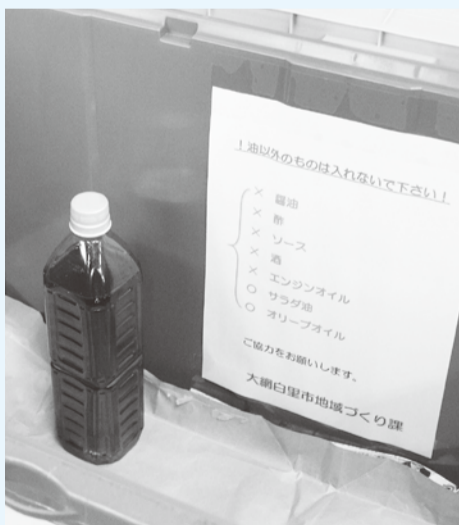
▶回収時間=8時30分から17時まで(年末・年始を除く)

※中部コミュニティセンターは、施設休館日は利用できません

▶回収方法=ペットボトルに油を移しかえて、ペットボトルごと回収箱に入れてください(使用済みのものは、一度こしてください)。

▶回収実績=約2,250ℓ(4月~11月)

回収場所	平日	土・日・祝日
市役所	玄関ロビー	当直室前
中部コミュニティセンター(※)	玄関	
白里出張所		



- ▶その他
 - ・バターやラードなど、動物性の油脂や、エンジンオイルなどは回収できません。また、事業者の方の利用はご遠慮ください。
 - ・屋外(リサイクル回収倉庫等)では回収していませんので、必ず施設に設置してある回収箱に入れてください。

☎(70)0386

千葉県の最低賃金が改正

県内すべての事業所で働く労働者(パート、アルバイトを含む)に適用される「千葉県最低賃金」と特定の業種の事業所で働く労働者に適用される「特定最低賃金」が改正されました。

支払賃金を最低賃金と比較する場合、賃金から精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜勤務手当、賞与および臨時の賃金は除外します。

最低賃金件名	改正時間額	発効日	
千葉県最低賃金	798円	H26.10.1	
千葉県特定最低賃金	調味料製造業	839円	
	鉄鋼業	880円	
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	855円	
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	859円	
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	841円	
	各種商品小売業	819円	
	自動車(新車)小売業	850円	
			H26.12.25

☎043(221)2328